

歴史的分野の授業における憲法学習に関する一考察

歴史の授業で憲法学習の基盤をつくる実践

金子幹夫（神奈川県立三浦初声高等学校）

1. はじめに

（1）研究の目的

本研究の目的は、高等学校の歴史的分野と公民的分野の学習内容にどのような架け橋が必要なのかを検討することにある。具体的な学習内容としては日本国憲法の学習を取り上げる。

（2）問題の背景

多くの高校生は、歴史的分野と公民的分野の授業を異なる教師から教わることが多い。教える側の教師は、地歴科の場合は「公民科」の学習内容を、公民科の場合は「地理歴史科」の学習内容をふまえた授業案を作成している。しかし限られた時間で全ての単元を学習させなければならないことを考えると、両教科の架け橋を意識した学習に十分な時間を確保することが困難な場合も考えられる。授業を受ける生徒は、世の中の仕組みをどのように認識しているのだろうか。

（3）問題の所在

「公民科」で日本国憲法を学習している生徒を対象に調査したところ、「公民科」という教科名の公民と歴史的分野で学習する公地公民の公民とを混乱して認識している生徒がいた。歴史的分野で学習する「税・財政」と日本国憲法で学習する「税・財政」とを混乱して認識している生徒もいた。この混乱の原因が教材の中にあるのではないかとこのところに問題の所在を認識した。

2. 研究の方法

本研究では、高等学校の「日本史」の教科書記述を分析する方法を採用した。歴史的分野の学習を展開する中で「公民科」の憲法学習の理解をより一層深めるための学習のヒントが多数潜んでいるのではないかとこの点に注目して1つひとつの記述を分析した。

3. 研究の経過

歴史的分野の学習では、稲作の開始をきっかけに支配者と被支配者が生まれることを学習する。歴史的分野の教科書において支配者はどのような力で被支配者を動かしたと記述しているのか。人間社会における争いを時系列で記述している「日本史」の教科書記述を分析する手立てとして渡辺洋三が『法とは何か』で示した枠組みがあげられる。そこでは争いごとの解決方法は「力による解決」、「人による解決」、「ルールによる解決」に分類されている。

本研究では、この枠組みを基礎にして歴史的記述における支配者の支配を「力による支配」、「呪術力による支配」、「他国の力を借りることによる支配」に分類して支配者及び被支配者の行動を分析した。

4. おわりに

日本国憲法を学習するにあたり、歴史的分野と公民的分野の学習内容に架け橋をかけることで憲法そのものを歴史的・社会的により一層理解できるようになる。分析の結果及び教材案を示すことで多くのご教示をいただけたら幸いである。